

川口市告示第30号

建設工事「新庁舎2期棟建設工事のうち植栽工事（その1）」ほか1件について、一般競争入札（事後審査型）を下記のとおり執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び川口市契約に関する規則（昭和39年規則第14号。以下「規則」という。）第4条の規定により告示する。

令和6年1月19日

川口市長 奥ノ木 信夫

記

1 入札に参加する者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 告示日から落札者が決定するまでの期間において、川口市有資格業者に対する入札参加等停止の措置基準に基づく入札参加等停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 告示日から落札者が決定するまでの期間において、川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者を除く。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定を受けた者を除く。
- (6) 告示日から落札者が決定するまでの期間において、同一の入札に参加する者との間に資本関係又は人的関係（次のアからウのいずれかに該当する関係）がない者であること。

ア 資本関係は次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する場合

ただし、子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社。以下同じ。）又は子会社の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社。以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等。以下同じ。）である場合を除く。

（ア）親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

（イ）親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係は次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する場合

ただし、（ア）は会社等の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

（ア）一方の会社等の役員が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

（イ）一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は

民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねて
いる場合

ウ その他

上記ア及びイ以外で上記ア又はイと同等な資本関係又は人的関係がある者
と発注者が判断した場合

(7) 上記以外の資格要件は工事ごとに別表に定める。

2 配置技術者の資格要件

配置する技術者は、その者が在籍する法人と告示日の3か月前から恒常的な雇用関
係にあること。また、配置予定技術者は、建設業法の規定による営業所の専任技術者
と兼務することができない。

3 入札方式

この告示に係る入札は、一抜け方式により実施する。一抜け方式による競争入札とは、対象とする複数の工事において、あらかじめ落札決定順位を定めておき、落札決定順位の上位の案件から順に落札決定する入札方式をいう。また、一抜け方式を適用した案件で落札者となった者については、その後の一抜け方式を適用した他の案件において入札を行っている場合はその入札書は無効として取扱う。

ただし、当該入札において、入札参加者が1者のみの場合、または、一抜け方式を適用することにより、入札参加者が1者以下となる場合は、一抜け方式は適用しない。

なお、この告示に係る一抜け方式の対象工事及び落札者決定順位については、「一抜け方式対象工事順位表」のとおりである。

また、順位表内の入札案件において、入札手続の延期等があった際は、当該入札案件以降の入札手続も同様とする場合がある。

さらに、順位表内的一部分の入札案件が中止又は入札の不調若しくは不落等により取り止めとなつた場合は、落札決定順位を繰り上げ、入札手続を続行する。ただし、入札の公正性を阻害するおそれのある場合は、入札及び契約の手続を中止する場合がある。

4 入札に参加できる者の形態

工事ごとに別表に定める。

5 設計図書の閲覧

設計図書等については、入札情報公開システム上でダウンロードし、閲覧するもの
とする。なお、容量制限により入札情報公開システムに掲載できない案件については、
川口市ホームページ上で掲載するものとする。

6 現場説明会

開催しない。

7 入札参加申請

入札参加申請の方法

工事ごとに別表に定める期間内において、埼玉県電子入札共同システム（以下「電
子入札共同システム」という。）上で入札参加申請を行うこと。なお、一抜け方式

対象工事のうち入札を希望する全ての案件について、それぞれの入札参加申請を行うこと。

(電子入札共同システム稼働時間：土曜日、日曜日、祝日を除く、
午前8時30分～午後8時)

8 入札参加申請及び設計図書に関する質問の受付及び回答

入札参加申請及び設計図書に関する質問は、市所定の様式の質疑応答書を使用し、原則電子入札共同システムで行うこと。なお、電子入札共同システムの仕様上、質問内容は質問提出者以外も参照できるため、質問の題名、質問要求内容及び質疑応答書（ファイル名を含む）には、特定の企業名や個人名（類推される場合を含む）を記入しないようすること。

入札参加者は、質問の提出の有無にかかわらず、電子入札システムに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、入札に参加すること。なお、質問に対する回答の全ての内容は、すべての入札参加者に適用する。

また、入札参加者から質問がない場合でも工事ごとに別表に定める設計図書に関する質問の回答期間までに発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。

- (1) 質問の受付期間
工事ごとに別表に定める。
- (2) 質問の回答期間
工事ごとに別表に定める
- (3) 回答の閲覧期間
工事ごとに別表に定める。
- (4) 回答の場所
入札情報公開システム上で行うものとする。

9 入札期間等

- (1) 入札期間
工事ごとに別表に定める。
- (2) 開札日時
工事ごとに別表に定める。
- (3) 開札場所
川口市役所第一本庁舎4階契約課（川口市青木2-1-1）

10 入札方法及び注意事項

- (1) 入札は、定められた期間に電子入札共同システム上で行うこと。
- (2) 再入札は、1回までとする。
- (3) 発注者が様式を指定した入札金額積算内訳書（必要事項を記入したもの）を、原則として、電子入札共同システムによる第1回目の入札（以下、当初入札という。）の入札書提出の際に添付すること。
- (4) 入札の結果、最低入札価格（予定価格の制限の範囲内の最低の価格）が、最低制限価格（当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められる場合の基準となる価格）を下回る価格であったときは、当該最低入札価格の入札をした者を失格とする。
- (5) 当初入札に参加しない者、当初入札において無効の入札を行った者及び失格となつ

た者は、再入札に参加することができない。

- (6) 入札の結果、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。
- (7) 落札候補者となるべき価格について同価の入札が2以上あったときは、電子くじ引きを行い落札候補者の決定をするものとする。
- (8) 当該入札において、入札参加者が1者のみの場合、または、一抜け方式を適用することにより、入札の参加者が1者以下となる場合は、一抜け方式は適用しない。
- (9) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

1 1 入札保証金

免除

1 2 契約保証金

契約金額の100分の10以上とする。

1 3 最低制限価格

設定する。

1 4 入札書の撤回等

入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

1 5 入札の無効

次に掲げる事項に該当する入札は、無効とする。

- (1) この告示に示した入札参加資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 記名を欠く入札（押印を省略する場合、「本件責任者氏名・担当者氏名・連絡先」の記載がない入札）
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 連合（談合）等による不正行為をした者の入札
- (6) 他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
- (7) 2以上の意思表示をした者の入札
- (8) 電子メール、電話、ファクシミリ等による入札
- (9) 入札金額積算内訳書の内容に不備があった入札
- (10) 入札参加申請及び設計図書に関する質問内容等に特定の企業名や個人名（類推される場合を含む）を記入した者の入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

1 6 入札参加資格の審査に必要な書類の提出

落札候補者は、落札候補者決定後速やかに、工事ごとに別表に定める書類を持参、郵

送又は以下LOGOフォーム（自治体専用デジタル化総合プラットフォーム）により川口市役所契約課に提出しなければならない。

URL <https://logoform.jp/f/MAgx2>

1.7 入札参加資格の審査

発注者は、入札参加資格の審査に必要な書類の受領日から起算して原則として3日（休日を除く。）以内に入札参加資格の審査を行う。ただし、入札参加資格の審査に疑義が生じた場合はこの限りでない。

1.8 入札参加資格審査の迅速化

落札者決定までの日数を短縮するため「一抜け方式対象工事順位表」の落札決定順位2（以下「工事2」という。）以降の入札参加資格審査は、当該工事より先に開札をした工事の落札者を決定する前から行う。この場合、工事2以降の入札参加資格審査の対象者は当該入札の開札時点でもっとも落札候補者になる可能性が高い者を落札候補者とみなす。このため工事2以降の入札参加資格審査の対象者は、当該工事より先に開札した入札の落札者決定の結果によっては落札候補者でなくなる場合があることを予め承知して入札参加資格審査に必要な資料を提出すること。

1.9 落札者の決定又は入札参加資格不適格の決定

発注者は、入札参加資格の審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認された落札候補者を落札者と決定するものとする。ただし、入札参加資格を満たしていないことが確認された落札候補者の入札及び落札決定までに本告示に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった落札候補者の入札は無効とするものとする。

2.0 落札候補者のした入札が無効となった場合の手続

発注者は、落札候補者のした入札が無効となった場合（この2.0の規定によりあらためて決定された落札候補者のした入札が無効となった場合を含む。）には、その時点で、あらためて落札候補者を決定するものとする。この場合における「入札参加資格の審査に必要な書類の提出」、「入札参加資格の審査」、「入札参加資格審査の迅速化」及び「落札者の決定又は入札参加資格不適格の決定」については、1.6から1.9までを適用する。

2.1 落札失効

落札決定があった後に、落札者の入札が条件に違反して無効となったときは、落札の決定は失効することとする。

2.2 契約の時期

落札決定の通知日から7日以内に契約を締結する。ただし、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第16号）の定めるところにより、市議会の議決に付さなければならない契約（予定価格200,000,000円以上の工事）については、建設工事請負仮契約書を取り交わし、市議会の議決後に本契約を締結する。

2 3 支払条件

- (1) 前金払
する。 (規則第27条の規定による。)
- (2) 中間前金払
する。 (規則第27条の規定による。ただし、部分払を選択している場合は支払いしない。)
- (3) 部分払
する。 (中間前金払を選択している場合は支払いしない。ただし、複数年契約の場合を除く。)

2 4 異議の申立て

入札者は入札後、規則、約款、設計図書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

2 5 契約の条項等

契約の条項等は、川口市ホームページ上において随時閲覧することができる。

2 6 その他

入札参加資格を満たさないとされた者は、その理由について説明を求めることができる。

2 7 問い合わせ先

川口市理財部契約課工事契約係

電話（直通） 048（258）1237

一抜け方式対象工事順位表

一抜け方式の対象工事及び落札決定順位は、次のとおりとする。

令和6年2月20日開札

落札決定順位	工事名
1	新庁舎2期棟建設工事のうち植栽工事（その1）
2	新庁舎2期棟建設工事のうち植栽工事（その2）

この告示に係る入札は、一抜け方式により実施する。一抜け方式による競争入札とは、対象とする複数の工事において、あらかじめ落札決定順位を定めておき、落札決定順位の上位の案件から順に落札決定する入札方式をいう。また、一抜け方式を適用した案件で落札者となった者については、その後の一抜け方式を適用した他の案件において入札を行っている場合はその入札書は無効として取扱う。

ただし、当該入札において、入札参加者が1者のみの場合、または、一抜け方式を適用することにより、入札参加者が1者以下となる場合は、一抜け方式は適用しない。

また、順位表内の入札案件において、入札手続の延期等があった際は、当該入札案件以降の入札手続も同様とする場合がある。

さらに、順位表内的一部の入札案件が中止又は入札の不調若しくは不落等により取りやめとなった場合は、落札決定順位を繰り上げ、入札手続を続行する。ただし、入札の公正性を阻害するおそれのある場合は、入札及び契約の手続を中止する場合がある。

工事名	新庁舎2期棟建設工事のうち植栽工事（その1）
工事場所	川口市 青木2丁目 地内
工事期間	契約締結日から令和7年6月27日まで
設計金額	事後公表
工事概要	<p>植栽工</p> <p>3階 中木13枚 低木56枚 地被類263枚</p> <p>4階 中木13枚 低木64枚 地被類358枚</p> <p>5階 中木15枚 低木43枚 地被類357枚</p>
参加資格	<ul style="list-style-type: none"> ・告示日現在、令和5・6年度川口市建設工事入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されかつ、<u>造園工事</u>の登録があり、その等級が<u>A級</u>に格付けされている者であること。 ・告示日現在、川口市建設工事等入札参加資格に関する規則第3条第2項に規定する<u>市内業者</u>であること。 ・<u>造園工事業</u>に係る監理技術者資格者証を有し、<u>1級造園施工管理技士</u>またはこれと同等の資格を有する者を、本工事に専任で配置できる者であること。
参加形態	単体企業
入札参加申請	
・申請期間	告示日から令和6年2月2日（金）午後4時まで
入札参加申請に関する質問及び回答	
・質問の受付期間	告示日から令和6年1月26日（金）午後4時まで
・回答期間	質問の受付期間終了後から令和6年1月31日（水）
・回答の閲覧期間	回答の日から令和6年2月19日（月）午後4時まで
設計図書に関する質問及び回答	
・質問の受付期間	告示日から令和6年2月2日（金）午後4時まで
・回答期間	質問の受付期間終了後から令和6年2月7日（水）
・回答の閲覧期間	回答の日から令和6年2月19日（月）午後4時まで
入札期間等	
・入札期間	令和6年2月 8日（木）午前9時から 令和6年2月19日（月）午後4時まで
・開札日時	令和6年2月20日（火）午前9時30分
入札参加資格の審査に必要な書類	別添「必要書類の提出について（新庁舎2期棟建設工事のうち植栽工事（その1））」参照
※落札候補者のみ	

特記事項	本工事は、川口市土木工事における「週休2日制モデル工事(発注者指定方式)」の試行対象工事である。 試行の実施は、川口市土木工事における「週休2日制モデル工事」試行要領によるものとする。試行要領は、川口市ホームページで確認すること。
------	--

工事名	新庁舎2期棟建設工事のうち植栽工事（その2）
工事場所	川口市 青木2丁目 地内
工事期間	契約締結日から令和7年6月27日まで
設計金額	事後公表
工事概要	<p>植栽工</p> <p>6階 中木28枚 低木209枚 地被類258枚 PH階 中木26枚 低木 61枚 地被類367枚</p>
参加資格	<ul style="list-style-type: none"> ・告示日現在、令和5・6年度川口市建設工事入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されかつ、<u>造園工事</u>の登録があり、その等級が<u>A級</u>に格付けされている者であること。 ・告示日現在、川口市建設工事等入札参加資格に関する規則第3条第2項に規定する<u>市内業者</u>であること。 ・<u>造園工事業</u>に係る監理技術者資格者証を有し、<u>1級造園施工管理技士</u>またはこれと同等の資格を有する者を、本工事に専任で配置できる者であること。
参加形態	単体企業
入札参加申請	
・申請期間	告示日から令和6年2月2日（金）午後4時まで
入札参加申請に関する質問及び回答	
・質問の受付期間	告示日から令和6年1月26日（金）午後4時まで
・回答期間	質問の受付期間終了後から令和6年1月31日（水）
・回答の閲覧期間	回答の日から令和6年2月19日（月）午後4時まで
設計図書に関する質問及び回答	
・質問の受付期間	告示日から令和6年2月2日（金）午後4時まで
・回答期間	質問の受付期間終了後から令和6年2月7日（水）
・回答の閲覧期間	回答の日から令和6年2月19日（月）午後4時まで
入札期間等	
・入札期間	令和6年2月 8日（木）午前9時から 令和6年2月19日（月）午後4時まで
・開札日時	令和6年2月20日（火）午前9時40分
入札参加資格の審査に必要な書類	別添「必要書類の提出について（新庁舎2期棟建設工事のうち植栽工事（その2））」参照
<u>※落札候補者のみ</u>	
特記事項	<p>本工事は、川口市土木工事における「週休2日制モデル工事(発注者指定方式)」の試行対象工事である。</p> <p>試行の実施は、川口市土木工事における「週休2日制モデル工事」試行要領によ</p>

	るものとする。試行要領は、川口市ホームページで確認すること。
--	--------------------------------